

## 新入者安全衛生教育

労働安全衛生法第59条に定められた「雇入れ時の安全衛生教育」

事業者は、労働者を雇い入れたときは、当該労働者に対し、厚生労働省令で定めるところにより、その従事する業務に関する安全又は衛生のための教育を行わなければならない。

前項の規定は、労働者の作業内容を変更したときについて準用する。

事業者は、危険又は有害な業務で、厚生労働省令で定めるものに労働者をつかせるときは、厚生労働省令で定めるところにより、当該業務に関する安全又は衛生のための特別の教育を行わなければならない。